

令和5年度第4回香川地方最低賃金審議会議事録

令和5年8月7日（月）

高松サポート合同庁舎

北館 702 会議室

出席者	公益側	東、春日川、柴田、高塚、元木
	労働者側	立石、土田、中村、三屋
	使用者側	井出、奥田、窪田、棚次、渡部

議 題

- (1) 香川県最低賃金の改正決定について
- (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び
特定最低賃金改正決定について（諮問）
- (3) その他

○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第4回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましてはご多忙の中、また、大変暑い中ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

令和5年度第4回香川地方最低賃金審議会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、廣瀬委員が欠席されておりますが、14名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本審議会が成立していることをご報告いたします。

本日は、傍聴人はおりません。

本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

- ・香川県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)
- ・香川県最低賃金の改正決定について(答申)(写)

・最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）（写）
となっております。

不足等はありませんでしょうか。

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

それでは、議題1の「香川県最低賃金の改正決定について」に入ります。

本年度の香川県最低賃金の改正につきましては、本日の本審の前に開催いたしました専門部会において、全会一致の結論をもって局長へ答申することができました。

県最賃の審議におきましては、慎重な審議が行われ、労使双方が互いの立場を理解し、全会一致の結論を出すことができました。

各委員のご尽力に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

では、これまでの経過について、事務局より、説明をお願いします。

○賃金室長

はい。それでは、着座にてご説明いたします。

香川県最低賃金の改正につきましては、今、会長がおっしゃいましたように、専門部会におきまして、全会一致で結審されました。

そこで、予めご承認をいただいております「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」との最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、局長へ答申をいただいたところです。

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書の写しと、答申文の写しを配付しておりますが、内容は同じでございますので答申文について読み上げてご説明いたします。

○賃金係長

それでは答申文を読み上げます。

令和5年8月7日

香川労働局長 栗尾保和 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子

香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け香労発基 0704 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額848円）は、令和3年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会として、原材料価格やエネルギー価格等が上昇し、労務費コストも上昇する中、価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上や賃上げにつながる実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化に向けた適切な価格転嫁への取組み強化を強く要望する。

別紙 1

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 918 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙 2

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 848 円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

- (2) 対象年度

令和3年度

- (3) 生活保護水準（令和3年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,512円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$\begin{aligned} & 848 \text{ 円 (香川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} \\ & = 120,264 \text{ 円} \end{aligned}$$

以上でございます。

○賃金室長

次に答申後の事務手続について、ご説明いたします

異議申出公示 令和5年8月7日（月）

異議申出締切日 令和5年8月22日（火）

官報公示予定日 令和5年9月1日（金）

発効日は、令和5年10月1日（日）の法定発効となります。

なお、本日答申をいただきましたので、予備日として設けさせていただきました、明日令和5年8月8日（火）と令和5年8月10日（木）の本審は開催いたしませんので、ご了承願います。

また、令和5年8月22日までに異議申出がなされた場合につきましては、翌令和5年8月23日（水）午前10時から本審を開催して、当該異議申出についてのご審議をいただくこととなりますので、日程の確保をお願いいたします。

令和5年8月23日に本審が開催されれば、令和5年8月24日と令和5年8月28日の予備日に本審は開催いたしませんし、異議申出がない場合も、8月23日の本審は開催いたしません。

以上でございます。

○柴田会長

ご質問等はよろしいでしょうか。

特になければ、議題2の「特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特定最低賃金改正決定について（諮問）」に入ります。

事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

本件につきましては、令和5年8月1日の第3回本審におきまして、労働局長から「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につい

て」の諮問をさせていただき、同日、開催しました運営小委員会に付託して審議をしていただいたところですが、その結果がお手元の資料のとおり取りまとめられておりますので事務局からご報告申し上げます。

読み上げてご報告させていただきます。

○賃金係長

それでは運営小委員会報告文を読み上げます。

令和5年8月1日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 柴田潤子

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当運営小委員会は、令和5年8月1日香川地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった運営小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

2 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

3 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

別紙

公益代表委員 東 圭介 柴田 潤子 元木 将道

労働者代表委員 立石 猛 中村 亨 三屋 智広

使用者代表委員 窪田 伸一 渡部 健司

以上でございます。

○柴田会長

ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

ただ今の報告文について、ご承認いただけますでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

運営小委員会報告についてご承認いただきましたので、この内容で本審議会から労働局長あてに答申することといたします。

それでは、事務局から答申文(案)をお配りください。

(各委員に答申文(案)配付)

○柴田会長

皆さんお手元に行き渡りましたでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金係長

それでは答申文(案)を読み上げます。

(案)

令和5年8月7日

香川労働局長 栗尾保和 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和5年8月1日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県はん用機械器具、生

産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

記

「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。

以上です。

○柴田会長

ありがとうございました。ただ今の答申文（案）につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

（各委員より「異議なし。」の声あり）

○柴田会長

それでは、これを答申文として、労働局長に答申をいたします。

（会長から局長へ答申文手交）

○栗尾香川労働局長

ただ今、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、運営小委員会のご審議を経て、答申をいただきました。

本当に、ありがとうございました。

いただきました答申を踏まえまして、特定最低賃金に係る改正決

定の諮問をさせていただきたいと思えます。

これら3業種に係る特定最低賃金の審議につきましても、どうぞよろしく願いいたします。

(労働局長から会長へ改正決定諮問文手交)

○柴田会長

事務局から諮問文(写)を各委員に配付してください。

(各委員に諮問文(写)配付)

○柴田会長

皆さんお手元に行き渡りましたでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金係長

それでは諮問文を読み上げます。

香労発基 0807 第2号

令和5年8月7日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 栗尾保和

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

○ 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年香川労働局最低賃金公示第5号)

○ 香川県船舶製造・修理業, 舶用機関製造業最低賃金(平成20

年香川労働局最低賃金公示第2号)

- 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第4号）

以上でございます。

- 柴田会長

はい、ありがとうございました。

ただ今の諮問に対して、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

（各委員より「ありません。」の声あり）

- 柴田会長

それでは、3つの業種の特定最低賃金について、改正決定の諮問を受けることにいたします。

この審議に当たっては、専門部会を設置し審議することとなりますが、事務局より説明をお願いします。

- 賃金室長

本日、3つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行いましたので、最低賃金法第25条第2項に基づき、それぞれの専門部会を設置することになります。

そこで、本日、最低賃金審議会令第6条第4項に基づき、3つの専門部会の委員の推薦公示を行います。

専門部会の委員については、推薦の締切りを令和5年8月24日（木）とさせていただきます。

委員の任命は、各専門部会とも、労使それぞれ3名ずつとし、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会答申で示された運用方針1

の（３）のロ、令和５年度の最低賃金決定要覧の２１３ページに記載がございませう。これに基づき、３名のうち少なくとも２名につきましては、関係する産業の代表の方にお願ひすることになります。

また、本日、最低賃金法第２５条第５項及び同法施行規則第１１条第１項に基づき、関係労使の意見聴取の公示を行います。

意見を記載した文書の提出につきましては、令和５年８月３１日（木）までにお願ひできればと思います。

意見聴取につきましては、従来から、参考人の意見書による聴取とじているところとございませう。

以上です。

○柴田会長

ただ今説明がありましたように、３つの特定最低賃金について専門部会を設置するということ、各専門部会の委員の推薦は令和５年８月２４日（木）までに、関係労使の意見書の提出については令和５年８月３１日（木）までにしていただくということ、そして、参考人の意見聴取の方法については、従来どおり意見書の提出によるということですが、よろしいでしょうか。

（各委員より「異議なし。」の声あり）

○柴田会長

それでは、３つの業種について、各専門部会を設置して審議をすることといたします。

また、各専門部会での参考人の意見聴取は、意見書の提出によることといたします。

次に、議題（３）の「その他」に入ります。

各委員の方で何かございませうか。

事務局で何かございませうか。

○賃金室長

特定最低賃金の各専門部会の委員の任命手続きが出来次第、メール等にて各専門部会の日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

また、「最低賃金の審議の進め方等」により、特定最低賃金の効力発生日については、令和5年12月15日（金）を努力目標とするとされておりますので、各専門部会での答申は令和5年10月16日（月）までにお願することとなります。

説明は以上です。

○柴田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

（各委員より「ありません。」の声あり）

○柴田会長

事務局の方で何かありますか。

○賃金室長

それでは、局長からご挨拶申し上げます。

○栗尾香川労働局長

ご挨拶させていただきます。

本日最初の議題でございました香川県の最低賃金についてでございます。この賃金につきましては限られた期間の中で、濃密にかつ慎重にご審議をいただきました。本当にありがとうございました。

皆様にご審議いただいた結果、全会一致によるこの答申でございます。私共としましては敬意をもって、真摯に受け止めさせていた

だきたいと思います。本当にありがとうございます。

先ほど室長の方から説明がありましたように、今後異議申出等の所要の手続きを経て、本年度の香川県最低賃金を速やかに決定させていただきたいというふうに考えております。

また最低賃金が決定いたしましたら、香川労働局といたしまして、改正された最低賃金額の周知をしっかりと行っていくことは勿論のこと、答申に盛り込んでいただきました業務改善助成金の活用に向けた周知や価格転嫁円滑化に向けた対応等、最低賃金の履行確保に向けた取り組みを積極的に行ってまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、今後予定されております特定最賃の審議を含め、引き続き賃金行政のお力添えをいただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○柴田会長

先ほど事務局から説明がありましたが、予備日として設けさせていただきました、明日令和5年8月8日（火）と令和5年8月10日（木）の本審は開催いたしませんので、ご了承願います。

また、異議申出がありましたら、令和5年8月23日午前10時より本審を開催することになります。

令和5年8月23日に本審が開催されれば、令和5年8月24日と令和5年8月28日の予備日に本審は開催いたしませんし、異議申出がない場合も、本審は開催いたしませんので、よろしく願います。

それでは、これをもちまして第4回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。ありがとうございました。

――了――